

第173回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成28年2月22日（月）10:00～11:25
県庁1階 特A会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、
川添委員、渡邊委員、北澤委員、柳委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「エーブック幸袋店」に係る新設届出について
- (2) 「(仮称) マックスバリュニ日市店」に係る新設届出について
- (3) 「(仮称) ナフコツーワンスタイル旗崎店」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス加布里店」に係る新設届出について
- (5) 「(仮称) ドラッグコスモス宇美原田店」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「エーブック幸袋店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「(仮称) マックスバリュニ日市店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称) ナフコツーワンスタイル旗崎店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称) ドラッグコスモス加布里店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (5) 「(仮称) ドラッグコスモス宇美原田店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目

の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。